

議案第 52 号

石垣市立八重山博物館入館料徴収条例の一部を改正する条例

石垣市立八重山博物館入館料徴収条例(昭和 48 年石垣市条例第 77 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 23 条」を「第 26 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

博物館法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 24 号)が令和 4 年 4 月 15 日公布され、令和 5 年 4 月 1 日施行されたことに伴い、関係条例につき所要の改正を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市立八重山博物館入館料徴収条例(昭和48年石垣市条例第77号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
（趣旨） 第1条 この条例は、博物館法(昭和26年法律第285号)<u>第23条</u>に基づき、石垣市立八重山博物館(以下「博物館」という。)の入館料徴収について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、博物館法(昭和26年法律第285号)<u>第26条</u>に基づき、石垣市立八重山博物館(以下「博物館」という。)の入館料徴収について必要な事項を定めるものとする。